

令和8年度

# 中小企業者向け 桐生市制度融資のご案内

令和8年4月1日現在



桐生市マスコットキャラクター キノビー

桐生市では、中小企業者等の経営安定や成長・発展、起業を目指す人を支援するため、事業に必要な資金を円滑に調達することができるよう、各種融資制度を設けています。

桐生市制度融資は、市が金融機関に融資原資の一部を無利子で預け入れることにより、長期で低利、固定金利の融資が利用できます。また、事業者の負担を軽減する保証料補助制度も取り扱っておりますので、ぜひご利用ください。

## 保証料補助制度

群馬県信用保証協会の保証を要する資金について、その保証料を補助します。

○小口資金 . . . . . 基準料率分の保証料の80%を上限に  
保証料率0.8%を補助 (県と市で補助)

○経営安定資金

○設備資金

○中心市街地空き店舗等活用支援資金



※ただし、経営者保証をつけないことを事業者が選択した場合の上乗せ分保証料は、補助対象外です。

## 対象者 ※その他利用要件あり

原則として、市内に事業所（店舗・工場・事務所など）を置く以下の方

○桐生市内在住の個人事業主

○桐生市内に法人登記を置く中小企業者

※ただし、市内に事業実態がない場合は対象外です。

※市税（小口資金は市税及び県税）の滞納がない方が対象です。

## ◇借換制度および融資期間延長の特例措置の実施について

令和8年度においても以下の資金について借換および融資期間延長の特例措置を実施します。詳しくは別紙「桐生市制度融資の借換制度のご案内」、「桐生市制度融資に係る期間延長の特例措置のご案内」をご覧ください。

【対象資金】借換制度：小口資金、経営安定資金、設備資金(※)、中心市街地空き店舗等活用支援資金(※) ※経営安定資金での借換期間延長の特例措置：経営安定資金、設備資金、中心市街地空き店舗等活用支援資金

## 桐生市中小企業者向け制度融資一覧（業歴別・用途別チャート）

詳細は中面へ

業歴	主な用途	分類	資金名
同一事業1年以上の	同一事業を県内で1年以上継続している方の幅広い用途に	A	小口資金 特別小口資金
	新規事業を行う際や先端技術の導入時、売上減少時の運転資金などに	B	経営安定資金 (1~6)
	市内に設備を設置・購入、または増改築する場合などに	C	設備資金
	賞与支払い、季節商品仕入れなどに（夏季、年末）	E	季節資金
起業	市内中心市街地の空き店舗等を利用し事業を開始する場合などに	D	中心市街地空き店舗等 活用支援資金
	これまで給与所得者であった方が市内で起業する場合などに	B	経営安定資金 (7.起業支援資金)

申請に必要な書類 (資金別)	融資申請書	保証協会申込書類一式 (信用保証依頼書等)	決算書(附属明細書)・確定申告書(写し) (各2カ年分) (決算後6ヶ月以上経過の場合は試算表も添付)	市税の完納証明書 注1	市県民税の課税証明書 注1	県税の完納証明書 注1	住民票	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (個人の場合)	登記事項証明書・図面等	見積書・カタログ・建築確認書(写し)	許・認可を要する業種はその写し	売上又は粗利益の前年との比較表	宣誓書	暴力団等でないことの誓約書	事業計画書	市長への事前協議を要する案件の場合	源徴収票又は所得証明書	その他市長または金融機関が必要とする書類 注2	
小口資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別小口資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経営安定資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
先端技術等振興資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
起業支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
設備資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中心市街地空き店舗等活用支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
季節資金	○	注3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 法人設立後間もなく、法人税が課税されていない場合は、代表者個人の完納証明が必要になります。

注2 金融機関により異なる場合がありますので、詳しくは取扱金融機関へご確認ください。

注3 保証協会の保証を付ける場合に必要となります。

## ◇制度融資を利用される際の留意点

- 申請にあたっては、計画の段階でご相談ください。申請前、または申請後にかかわらず**融資の決定がされないうちにその事業に着手した場合、融資の対象から除外されます**のでご注意ください。
- 融資制度は、それぞれ目的ごとに対象者及び資金使途が定められていますので、目的以外に利用することはできません。目的以外に利用した場合は、即時償還していただくことになります。
- 申請にあたっては、投資計画、利益計画、資金の償還計画などについて十分検討しておきましょう。
- 保証協会の代位弁済による債務のある方、または金融機関との取引停止中の方は申請できません。

金融機関の市内（一部市外含む）本支店で取り扱っています

◆足利銀行 ◆群馬銀行 ◆横浜銀行 ◆東和銀行  
◆桐生信用金庫 ◆しののめ信用金庫 ◆足利小山信用金庫  
◆ぐんまみらい信用組合 ◆商工組合中央金庫 ◆埼玉りそな銀行

詳しくは別紙「取扱金融機関一覧」をご覧ください

お問い合わせ 取扱金融機関 または 桐生市 商工振興課 商業金融担当  
桐生市織姫町 1-1 / TEL : 0277-32-4104

A	<b>小口資金</b>	運転 設備	保証協会保証：必須 保証料：県と市で最大8割を補助
---	-------------	-------	------------------------------

県内で同一事業を1年以上継続されている方の幅広い用途に

制度	資金用途	融資期間上限 (うち据置期間上限)	利率上限 年率	限度額
県市協調	1. 運転資金 2. 設備資金	運転6年(6カ月) 設備8年(6カ月)	1.7%	1,250万円 車両購入の場合 所要経費の90%以内

- ◇黒字経営の小規模企業者(従業員数20人以下。商業・サービス業(娯楽業・宿泊業除く)は5人以下。)を対象とした**特別小口資金**(無担保・無保証人)もあります。ただし、当資金を利用した場合は他の協会付融資は利用できません。(既に協会付融資を利用中の場合も不可。)
- ◇土地の購入には利用できません。

B	<b>経営安定資金</b>	運転 (一部 設備 可)	保証協会保証：必須 保証料：市が全額補助
---	---------------	--------------	-------------------------

新規事業を行う際や売上減少時の運転資金などに

制度	資金用途	融資期間上限 (うち据置期間上限)	利率上限 年率	限度額
中小企業等振興対策資金	1. 業種転換資金 *	6年(1年) (注2)	1.5%	会社・個人 2,000万円
	2. 企業合同協業化資金 *		1.8%	
	3. 取引先倒産による経営不安防止資金	8年(1年) (注3)	2.1%	中小企業等協同組合 など 3,000万円
	4. 受注、売上減少のための資金(注1)			
5. 新規事業等を行うために必要とする資金	6年(1年)	1.3%	1,000万円 所要経費の80%以内	
6. 先端技術振興資金 *				
7. 起業者支援資金 *				

◇設備用途での資金は資金用途1, 2, 6, 7(\*)の場合のみ可能です。ただし、市内に設置する設備に限ります。

注1：前年、2年前または3年前の同期と比較して、次の1) または 2) に該当する場合に適用可。

- 最近3か月の受注、売上または粗利が5%以上減少
- 最近6か月の受注、売上または粗利が10%以上減少

注2：前年、2年前もしくは3年前の同期と比較して、次の1) または 2) に該当する場合に適用可。

- 最近3か月 または 最近6か月の受注、売上もしくは粗利が20%以上減少
- 取引先の倒産により、今後6か月の受注、売上または粗利が20%以上減少の見込み

注3：融資期間8年以下の場合、据置期間上限は1年。利率上限は6年以下の場合1.5%、6年超～8年以下の場合1.8%。

### ★桐生市制度融資における中小企業者の範囲

- ① 会社または個人であって、下表の資本金の額等または従業員数を満たすもの

業種	資本金の額等	従業員数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他	3億円以下	300人以下

- ② 中小企業等協同組合、商店街振興組合

- ③ ①表中の従業員数を満たすNPO法人

■小口資金は①または②に該当する方

■桐生市振興対策資金は①～③のいずれかに該当する方  
(ただし、中心市街地空き店舗等活用支援資金は①のみ)

### ★金融機関から市へ事前協議を要する案件

A	小口資金	タクシー、レンタカーを除く3,5,7ナンバーの車両購入※
B	経営安定資金	先端技術等振興資金
C	設備資金	車両購入※
D	中心市街地空き店舗等活用支援資金	全て 融資決定前に保証協会への事前相談も必要です

※3,5,7ナンバーで本体価格が300万円を超える車両の購入には利用できません。(融資対象外)

C	<b>設備資金</b>	設備	保証協会保証：必須 保証料：市が全額補助
---	-------------	----	-------------------------

市内に設備を設置・購入、または増改築する場合などに

制度	資金用途	融資期間上限 (うち据置期間上限)	利率上限 年率	限度額
中小企業等振興対策資金	1. 店舗・工場・倉庫などの新、増改築及び購入などに要する資金	7年(1年) (注3)	1.9%	会社・個人 3,000万円 中小企業等協同組合 など 5,000万円 所要経費の90%以内
	2. 生産・販売等設備の設置改善に要する資金			
	3. 労働福祉施設・公害防止施設の設置改善に要する資金	10年(1年)	2.2%	
	4. 中小企業等協同組合などが行う共同施設設備の設置改善に要する資金			
	5. 上記に直接必要な土地購入資金			
	6. 事業用車両の購入に必要な資金			

◇設備資金で設置・購入した不動産については担保として提供いただきます。

注3：公害防止資金及び融資額が2,000万円を超えるものについて適用可。

D	<b>中心市街地空き店舗等活用支援資金</b>	運転 設備	保証協会保証：必須 保証料：市が全額補助
---	-------------------------	-------	-------------------------

市内中心市街地の空き店舗等を利用し事業を開始する場合などに

制度	資金用途	融資期間上限 (うち据置期間上限)	利率上限 年率	限度額
中小企業等振興対策資金	以下のいずれかに該当する中小企業者(会社または個人)が、対象となる空き店舗等を利用し、事業を開始するために必要な資金 a. 融資後1か月以内(法人の場合2か月以内)に事業を開始しようとするもの b. 事業を開始してから1年未満のもの	8年(1年)	1.0%	1,000万円 所要経費の90%以内

E	<b>季節資金</b>	運転	夏季：6月1日～8月31日 年末：11月1日～1月31日
---	-------------	----	---------------------------------

賞与支払い、季節商品仕入れなどの運転資金に

※休日の場合、期間内の金融機関営業日

制度	資金用途	融資期間上限	利率上限 年率	限度額
振興対策資金 中小企業等	運転資金	6カ月	1.5%	1,000万円

◇保証協会の付保については金融機関と相談して決めていただきます。保証料補助はありません。

- 桐生市中小企業者向け制度融資は、原則として**同一事業を1年以上(小口資金は県内で1年以上)継続して営業している方を対象**としています。ただし、起業者支援資金(B-7)、中心市街地空き店舗等活用支援資金(D)は除きます。
- 記載以外の保証や担保、保証人については金融機関と相談して決めていただきます。
- 本パンフレットは主な融資条件等を記載したものであり、条件によっては該当資金が利用できない場合があります。またご利用には審査がございます。詳しくは桐生市商工振興課または取扱金融機関までお問い合わせください。